

定ってナンのコト!?

沖縄県に占める、米軍基地の面積は、全国の米軍基地専用施設面積の約75%が集中し、地域の振興開発や住民の生活に様々な制約を与えていることは、テレビや新聞などで、よくご存知だと思います。

県では、日本政府が行う日米地位協定の運用改定では、私たち県民が望む解決はできないとして、その見直しに関する要請を行いました(平成12年8月)。さらに、各都道府県でも地位協定の見直しに取り組んでもらおうと、全国的に要請を行い、平成16年3月現在、全国29都道府県の議会が日米地位協定の見直しが採択されています。

那覇市でも、市民、県民の生命財産を守るために、「日米地位協定」の見直しを早期に実現させようと、内閣総理大臣を始め、関係大臣へ要望書を提出しています。



市役所の本庁舎では、定期的に日米地位協定の改正についての懸垂幕を掲げています

日米地位協定とは

日本とアメリカは、もし、日本が外国から攻撃されたら、アメリカ軍が日本を助けようという約束を結んでいます。それが「日米安全保障条約」です。アメリカは、日本を助ける代わりに、沖縄など日本各地にアメリカ軍の基地を置くことになりました。そこで、アメリカ軍は日本のためにいるのだから、日本で活動しやすいように、その「地位」を守るための協定、「日米地位協定」を結んだのです。



どうぞ電気と水道も無料でお使いください

日米地位協定の主な内容



もし、米兵が犯罪を起こした場合、現行犯ならその場で日本の警察が逮捕できるが、米側によって拘束された場合は、日本側が起訴するまでは日本の警察は原則として逮捕できないことになっている。

使用を許可された施設・区域の運営や管理などの権利はすべて米側が持つており、

このように、不平等な内容の協定となっております。

ちなみに、ドイツにおけるNATO軍地位協定の補足協定では、環境調査等の基地内立ち入り権が明記されており、1993年には大幅な改正が行われ、原則としてドイツ国内法が適用されることを明記しています。

県では、米軍基地から発生する事件・事故や環境問題、米軍人などによる犯罪などから「日米地位協定」を、抜本的に見直そうと、平成12年8月に11項目の見直しに関する要請を日本政府に行いました。

なお、最近、日米両国間で新たな運用見直しが含まれましたが、根本的な改善とはいえない内容でした。

要請の主な内容

米軍基地内への立ち入り、手続きの簡素化も含めて、円滑に行えるようにすること。

米軍の演習等の実施に対して、日本国内法を適用すること。

米軍の活動に対し、環境保全に関する国内法を適用し、環境影響評価調査を義務付け、米軍が原因者である環境汚染については、米軍が原状回復を行うこと。

返還を予定している施設について、日米両政府で事前の環境調査や環境浄化等を行うこと。

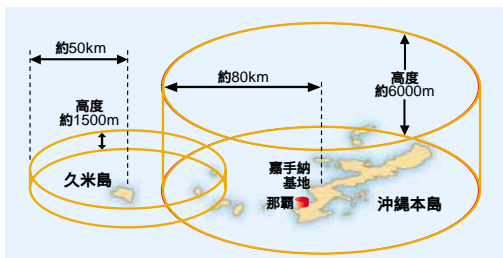
米軍機は、天候不良、機体の異常、乗務員の発病等による緊急時以外の民間空港の使用は禁止すること。

米軍人等の保有する私有車両については日本国民の民間車両と同じ税率で課税すること。

米軍は、起訴前

嘉手納ラブコン

飛行機を利用したことがある人は、飛行機が沖縄本島上空を飛ぶときに他の地域とは違い、低空で飛んでいることに気がつくでしょう。これ、沖縄本島上空が通称「嘉手納ラブコン」と呼ばれている米軍の航空管制域だからです。嘉手納基地から半径約80km、高度約6,000mまでの空域と、米島の半径約50km、高度約1,500mの空域は米軍の支配下にあります。米軍から許されている民間機の飛行範囲はごくわずかなため、那覇空港を離発着する民間の航空機は、常に危険な低空飛行を余儀なくされています。このような民間空港は那覇空港だけです。また、「嘉手納ラブコン」以外にも、縄本島周辺には米軍の訓練のため20ヶ所の空域と29ヶ所の水域が設けられています。このように、沖縄では基地のある陸地だけではなく、空や海まで自由に使えない状況が続いています。



円柱で示された区域が、嘉手納ラブコン(レーダー管制施設)の管轄空域です。日本の管轄空域(国土交通省)は、「那覇」の文字のそばにある小さな円柱で示される、わずかな空域(半径8km・高度600m)です。